

5. 考察

1) 児童相談所における子どもの性暴力被害事案について

1)-1 子どもの性暴力被害問題における児童相談所の対応体制

① 基本的な考え方と課題：チーム対応体制の整備と介入的ソーシャルワークの確立

今回の調査は全国児童相談所長会の調査であるところから、多数の児童相談所の協力を得ることができ、所体制の調査については100%の回答を得ることができた。結果的に職員体制等、全国の児童相談所の状況についての基礎的なデータを得ることができた意義は大きい。

結果として小規模所から大規模所にいたるまで、全国で徐々に虐待専従担当が置かれつつあること、ただし、それには各児童相談所の規模、職員数の条件の違いが大きく影響しており、小規模所では特に業務配分が難しく、担当を置いたとしても結局は全員が負担することになるような課題状況にあることも見えてきている。

こうした専従担当制の検討は、ほか方でチーム対応という、これまでの児童相談所の地区担当制を基本とした体制では、設定されて来なかった新たな業務体制の在り方、体制整備の課題も浮かび上がってきている。

複数担当制、チーム対応体制は特に虐待通告の初動対応における児童相談所の業務全体に強い負荷をかける。性的虐待において初動の即日の安全確認作業や、同時併行する所内での調査、調査保護の判断、緊急保護の実施と即座な保護者への告知など、連続的に複数の職員が効率的に作業を進めるための、新しいチームマネジメントの考え方と体制整備が要請されている。

こうした対応課題は、あらたな人員体制の整備を必要とすると同時に、児童相談所の専門性に関する本質的な課題として、従来からの相談支援型、受容・傾聴、同意・承諾と信頼関係に基づくケースワークとは全く異なる、客観的な調査とエビデンスに基づく判断、当事者に理解と協力の要請は行うが、基本的には同意・承諾によらない権限機関の義務責任による介入的ソーシャルワークの確立という課題を浮かび上がらせてきた。

② 性的虐待対応マニュアルの浸透と対応体制の整備

子どもの性暴力被害問題については、性的虐待対応のマニュアルとして作成された「児童相談所における性的虐待対応マニュアル 2011年版」の影響が全国の児童相談所に及んでいることがうかがわれた。通告受理直後の対応体制においても調査保護の判断要件の設定、さらには被害確認面接（forensic interview）の普及についても、マニュアルの周知程度と体制整備の在り方に統計的有意差が認められる程度に、マニュアルを基礎とした体制整備の考え方が重要となっている。

結果的に平成19年度の実態として、初動の通告対応によって被害の確認に至る事例数が通告事例のおよそ40%台であったものが、平成22年度にはガイドラインに従った対応を開始した相談所では約70%となり、平成23年度の全国の実態としてついに92%にまで到達している。被害確認面接の専門性についても平成19年度には12か所での試行的な試みであった専門的 forensic interview の実施が平成22年度には65か所、平成23年度には163か所に拡充してきており、試行的な実施まで含めると約180か所となっている。

これらの体制整備には、全国の児童相談所へのマニュアルの周知も重要な課題であった。これには全国の児童相談所現場への出前型集中研修の実施と、それに対する各児童相談現場の強い協力対応が大きな役割を果たした。平成21年から24年度末までに、全国各地の現場での研修と情報交換に児童相談所長を含む、約4200人にのぼる児童相談所職員の研修参加があったことが大きく寄与しているとみられる。ほか方、職員の異動、交替のスピードが速い児童相談所の現状を見ると、面接技術者の確保と共に、基礎的な周知研修の継続的な体制整備に重要な課題がある。

③ 通告からの初動対応の体制整備の重要性

性暴力被害にあったと思われる子どもについての何らかの情報をつかんだ個人・機関は、最短時間で児童相談所の初動対応が起動するように情報伝えることが期待される。

児童相談所は通告受理後直ちに子どもに直接接触し、子どもが開示しているとされる情報を確認することが必要である。通告された子どもを一定期間、保護拘束して事実調査を行う法定化システムが十分でないわが国では、児童相談所の迅速な初動調査によって、子どもの安全を確保し、慎重な調査をおこなうための調査保護を行うべきかどうか、判断しなければならない。

調査保護についてはガイドライン 2011 年版の 3 項目の判断基準が徐々に効果を上げつつあるとみられるが、集められた事例における展開を見ると、初動の調査情報だけで被害内容を判断することは難しく、初期被害調査、調査保護による被害確認面接、そのほかの調査、医学診察による検討等を経ることが極めて重要であることが示された。初期の通告内容での被害が軽いか重いかだけでは被害の実態を正確には判断できないことが示されていると共に、曖昧な情報しかない事例でも調査保護を含む積極的な調査を実施し、被害確認面接や医学診察による検討を加えることで深刻な被害の実態が明らかになる事例があることが示された。

表 155 は在宅・女性被害群についての通告時の被害情報から初期調査の結果、判明する被害内容への推移と調査保護の実施状況を示す。これをみると、通告段階では不確定な被害情報に対して初期調査段階でかなりの情報修正が起ること、初期調査で確認した被害状況に応じて調査保護が実施されていることが分かる。

表 155. 在宅で何らかの性暴力被害の発覚・発見により対応開始された女性被害事例における初期調査から一時保護までの状況（平成 23 年度）

通告時	件数	初期調査結果	件数
接触被害(挿入被害)	187	接触被害(挿入被害)	67
		接触被害(非挿入)	23
		接触被害(挿入不明)	16
		非接触被害	1
		何らかの被害 曖昧	21
		空白 不明	59
接触被害(非挿入)	380	接触被害(挿入被害)	43
		接触被害(非挿入)	187
		接触被害(挿入不明)	18
		非接触被害	14
		何らかの被害 曖昧	37
		空白 不明	81
接触被害(挿入不明)	162	接触被害(挿入被害)	18
		接触被害(非挿入)	57
		接触被害(挿入不明)	34
		非接触被害	4
		何らかの被害 曖昧	18
		空白 不明	31
非接触被害	56	接触被害(挿入被害)	0
		接触被害(非挿入)	15
		接触被害(挿入不明)	13
		非接触被害	10
		何らかの被害 曖昧	1
		空白 不明	17
何らかの被害 曖昧	243	接触被害(挿入被害)	11
		接触被害(非挿入)	35
		接触被害(挿入不明)	18
		非接触被害	14
		何らかの被害 曖昧	78
		空白 不明	87
空白 不明	229	接触被害(挿入被害)	21
		接触被害(非挿入)	40
		接触被害(挿入不明)	29
		非接触被害	13
		何らかの被害 曖昧	55
		空白 不明	71
計	1257	計	1257

再分類	件数	調査保護	保護	保護計	保護率
接触被害(挿入被害)	160	113	16	129	80.6%
接触被害(非挿入)	357	160	48	208	58.3%
接触被害(挿入不明)	128	57	20	77	60.2%
非接触被害	56	16	7	23	41.1%
何らかの被害 曖昧	210	73	17	90	42.9%
空白 不明	346	117	41	158	45.7%
合計	1257	536	149	685	54.5%

表 149 をみると、初期調査によって修正・再分類された被害内容に応じて調査保護・一時保護の実施率が異なっていることが分かる。

挿入被害が判明している事例では 80.6%、非挿入の接触被害、挿入不明の接触被害で 58.3～60.2%、非接触被害～何らかの被害不明で 40% 台と被害の深刻さに応じて保護の判断が行われている。

もちろんこの時点ですべての被害状況が正確に把握されているわけではなく、その後の詳細な調査・検討によって、さらに被害実態が解明されていくことが 3) - 8 の各資料により明らかとなっている。

ただし、それらの検討作業はここに示されている初動の対応と介入判断なしには実現しない事柄であることも明らかである。

また、いわゆる被害確認面接（forensic interview）が子どもの被害内容を確実に精査するために有用であることが示された。全国で被害確認面接を装備する児童相談所は増え続けており、今回の調査では子どもの被害確認面接を何らかの形でシステム化している児童相談所は 163 か所、被害確認面接（forensic interview）を実施している児童相談所は 117 か所となっている。ただし、全事例に被害確認面接（forensic interview）

を実施するには人員体制上至っていないところがまだまだ多く、職員の基本的な対応技術として被害確認面接（forensic interview）の充実整備が急がれる。今回の事例調査で、慎重に設定された2人1組の面接、一般的な調査面接による調査結果と、NICHDとRATAC[®]による面接調査の間に、事実の正確な確認率（被害の有無の確認）で初めて有意差が確認された。疑いによる保護を決定する段階では差はみられないが、より正確な被害の有無の判断においては1%水準の有意差が認められている。今後、全国の児童相談所において被害確認面接技術を標準的に装備するための体制整備の必要性（継続的な研修体制とSV体制の整備）が強く示唆される。

④ 多様な支援実態と支援方策の整理・確立のための取り組みの重要性

性暴力被害が発生した家庭への支援はこれまでも困難事案として注目され、強い介入と指導が検討されてきたところであるが、被害児への支援、非加害保護者へのサポート、加害者対応の困難さについては、具体的な支援方策がまだまだ見えてこない領域である。わが国ではさらに加害者排除の原則が確立されていないなど、基礎的なデータに基づく対応課題の整理もまだ未確立である。

ただし、今回の調査によれば、性暴力問題事例に対して児童相談所は様々なアプローチをかけていることが分かってきた。各所への調査によれば、そうした対応について何も報告情報が無かった児童相談所はきわめてわずかであり、子どもへの支援に関しては特定のプログラムがあるとするところこそ少ないが、95.3%の児童相談所が何らかの支援を実施しており、非加害保護者への支援についても92%の児童相談所が何らかの支援を行っていると報告している。

被害児への支援の重要性は全国の児童相談所が挙げる最重要課題でもあり、この点についても今後、縦断的な調査による効果的な手法の確認、確率が強く望まれるところである。

1)–2 検討事例から見えてくるもの

今回、全部で1614件の事例が全国の児童相談所から寄せられた。在宅の子どもに何らかの性暴力被害が疑われることから対応開始した事例が1354件、施設に暮らす子どもに何らかの性暴力被害が疑われることから対応開始した事例は260件である。いずれの事例においても多数の問題の重複がみられ、表面的にまず性暴力被害を扱うとしても、その対応にはきわめて多様な生活課題、養育課題が折り重なっていることが見えている。

その中からいくつか優先的に検討すべき課題を抽出すると以下ようになる。

① 家庭内性暴力という区分の重要性

全事例において子どもの主たる被害をみると、「性的虐待」は実数では全体の40~50%台である。全事例1614件中男女866件：53.7%である。これに家族、親族・同居人からの被害を加えて全体として家庭内性暴力被害の合計を見ると1263件：73.3%となる。この「本来、基本的には家族同様の親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」という条件に該当するすべての性暴力被害を「家庭内性暴力被害」として性的虐待に加えて識別し、その実態を正確に把握することがまず必要である。こうした事態における子どもの被害全体が統一的に対応・支援の対象として識別されることがまず重要な課題である。また家庭内性暴力被害においては、表100に示されているように、常態化した継続的・断続的な被害実態があり、単発被害とは全く異なる、状態としての被害が発生している。この状態としての被害、常態化した被害が被害者に、生涯にわたる重度の複雑性PTSDを発生させるのである。

② 施設に暮らす子どもにおける性暴力問題の調査の必要性

今回の調査では260件の施設に暮らす子どもの事例が寄せられた。施設に暮らす子どもに何らかの性暴力被害の疑いがあることから対応開始された事例であるが、調査回収の段階で、多くの児童相談所から、そうした事例はまだまだあるだろうが、個々の事例を検索しきれず、回答できなかったという報告があった。

今回集められた事例では、およそ30%を超える事例で家庭内性暴力被害の重複がみられ、たまたま施設で暮らしている時に問題が発覚しているのだが、個々の子どもが抱えてきた被害の実態はきわめて複雑で、また多様な課題の重複が認められた。

同時にこうした事案が家庭内性暴力事案と同じく、表面的な統計では検索可能な指標を持たず、多数がそのほかの相談に埋もれていることがうかがわれた。

今回のデータはそういう意味では極めて不完全なデータであることが明らかとなったため、その全容を表現できるデータとは評価できなかった。今回の調査は明らかに児童相談所が親権をめぐって対応を迫られる家庭内性暴力に焦点化したデータ群がより多く集まってきている。そういう意味では今後、施設に暮らす子どもに焦点化した全く新しい別な調査の実施を提案したい。

今回散見されるだけでも、施設に暮らす子どもにおける何らかの性暴力被害の発覚は、その子どもの長い人生経過を反映し、多くの対応課題を抱えた状態で施設生活に行き着いた過酷な経過をうかがわせる。これらの子どもの対応課題を明らかにすることは極めて重要な課題である。

③ 初動からの組織的な対応の重要性

5. 1)–1の②でも述べたが、今回の事例情報から、初動からの組織的で一貫した調査システムの有効性が確認される。専門的な被害確認面接（forensic interview）の標準的な装備も重要であるが、それ以上に通告直後の初期被害調査面接から始まる調査システムが、子どもの被害実態と安全確保の要件を明らかにする上で極めて重要な役割を果たしていることが示された。

在宅の子どもの事例に限った分析であるが、最終的には通告受理した1257件中、1157件：92.0%の事例まで、何らかの被害状況を識別し、情報不明として残ったのは83件：6.6%のみであった。個々の調査においては特に初期調査では各評価情報のおよそ6割が変更されるほどの変動を繰り返しながら、最終的にはそうした識別性に至る。まさにチームと専門性の成果であるが、こうしたシステムが全国の様々な規模の児童相談所にどのように定着するのがよいのか、まだまだ検討課題は残っている。

④ DVやその他の家庭養育上の問題との関連

今回の事例については、家庭内性暴力において、いわゆる親権者・監護責任者が加害者である性的虐待事例では身体的虐待とDVの併存が統計的にみても有意に多く、加害者の家族や子どもへの積極的な加害性・支配性が突出していることが注目された。これに対して親権者・監護責任者以外の家庭内性暴力事案では高頻度に養育責任の破綻、ネグレクト問題が有意に高いことが認められた。おそらく家庭生活全般における安全や規律、安全・安心の人間関係が崩れていることが、子どもの性暴力被害、性的搾取被害と関連するものとみられる。こうした知見は、より縦断的な調査によるデータの蓄積が必要で、今後の性暴力被害が発生しやすい家庭への対応プログラムの構築や、家庭内性暴力問題の未然防止のために役立つに違いない。

1)–3 残された課題

子どもの問題症状については限られたデータしか得られておらず、試験的な仮説は試みても、正確な実態の把握には至らなかった。また在宅で、あるいは引き取られて元の家族や、メンバーの変わった家族で暮らし始めている子どもが、その後の生活展開でどのような支援を必要とするのか、また再発問題はどのようにして察知できるのかなどは、縦断研究の課題であり、今回のデータからは知見の発見には至らなかった。

本文で示したように、本調査は不十分なところも見受けられるが、膨大なデータとなっている。今後ともさらに詳細な部分的検討を続け、集められた情報が最大限、生きた情報として調査にご協力いただいた全国の児童相談所にお返しできるよう、検討を続けたいと考えている。

6. 提言

以上、これまでに整理されてきた諸特徴をあげた。調査計画の段階から情報回収の過程に多々課題があり、対象となるすべての情報を集めきれていないという課題もあるが、当面、確認された事柄から、以下の諸点を今後の課題として挙げ、提案・提言としたい。

1) 臨床支援上の体制整備

1)–1 虐待対応に特化したソーシャルワークの構築の必要性

児童相談所の組織体制の項で検討したが、チーム体制による事例対応、特殊な専門性の分担・担当によるチーム対応の必要性を考えると、その基礎として、従来の地区担当制、および、受容・傾聴・共感、信頼に

基づく治療契約、同意と承諾の手続きに価値の基礎を置き相談・支援ケースワークと併行して、虐待対応、権限介入に特化した介入的ソーシャルワーク、チームマネジメント手法の確立が必要である。

1)–2 初期被害調査と調査保護のあり方の整備

今回の調査でその実効性がある程度確認された初期被害調査に始まる調査体制と、その途上で実施される調査保護のあり方について、ガイドラインの周知とともに、虐待対応の手引き等にもその内容を反映させ、全国レベルでの統一的周知・徹底を図る必要がある。

1)–3 被害確認面接の専門性確保と研修・SV体制の整備

各所の要望事項、優先課題の項でも表明されているが、被害確認面接（forensic interview）の継続的な研修確保と、その後のSV体制の保証がきわめて重要である。これは全所的な各現場でのガイドラインの周知研修、初期被害調査面接の集中研修等、児童相談所全体の対応体制全体の整備と同時並行的に進める必要がある。

1)–4 被害児支援（非加害保護者支援含む）

被害にあった子どもの背負う課題が極めて深刻で多岐にわたることは今回の調査でも十分に示されている。事態は単純ではない。こうした多様な重複課題に対して、ゆとりを持って子どもに接することができる専門家チームが必要である。それは子どもだけでなく、おそらくDVも含む家庭・家族問題に取り込まれている多くの非加害保護者への支援についても同様であり、そうした支援の充実を図る必要がある。

2) 組織・体制上の対応課題

2)–1 家庭内性暴力被害という統一概念の重要性

性的虐待という定義の周辺群を含め、多様な家庭内性暴力被害全体を定義し、全国の児童相談所が対応する児童福祉の課題認識において、性的虐待を含む家庭内性暴力問題全体をを正確に把握できるようにすることが重要である。

2)–2 通告体制の再構築と周知

本調査では、ともかく子どもが初動対応に接触できれば、かなりの精度で被害内容の確認のための一連の対応が可能となることが示されている。この観点からみると、子どもの兆候を発見した個人・機関が子どもの被害の疑いについて速やかに児童相談所に通告することがまず重要である。これについてはガイドライン2011年版で提案し、関係機関向けの冊子にも記載している、いわゆる「虐待の疑い」に基づく「毅然とした対応」というだけでなく、「子どもの安全問題」を核とした通告要件・体制の周知を行うことが望まれる。

2)–3 虐待対応に特化した児童相談所のチーム対応の構築の必要性

虐待事案におけるチーム対応には、一定規模の人員が常に必要である。これは特に小規模所においては切実な課題である。チーム対応は何も虐待対応に限定された事柄ではなく、非行問題や健全育成問題においても多様な高度専門性と多くの機関との連携が重要となってきた今日の児童相談所においては、より基本的な体制課題であると言えるが、当面は、虐待対応に特化したチーム対応体制の整備が最優先に重要である。こうしたチーム対応のためには、対人口比の配置基準に加えて、最低限度、緊急対応としてのチーム対応が常時可能となるだけの基本的な人員体制の確保を全児童相談所の職員配置の基準とする必要がある。

3) 法的な対応課題

3)–1 子どもの性被害に特化した法改正

この課題を議論するためには、本調査だけでは足りないが、子どもの性暴力被害に特化した刑事訴訟法等の改正が望まれる。子どもの性暴力被害事案における親告罪の廃止、時効の停止、強姦罪の拡大、子どもへの事情聴取に特化した証拠手続きなどについて検討することが早急に必要である。

3)–2 警察・検察、司法と児童相談所の連携

表156は4.5)の法的対応の全体から抽出した対応状況である。全1614事例のうち、刑事事件として告訴・告発したのは173件：10.7%、少年法による対応を含めて188件：11.6%にとどまっている。

これについては、本調査だけでは足りないが、子どもの性暴力被害事案の特に初動対応における刑事捜査との連動は、児童ポルノ問題等において特に緊急の課題であると言える。元々子どもの安全な保護に力点のある児童福祉と、犯罪摘発、犯人検挙と処罰に焦点のある刑事捜査の有効な連携方策について、早急な検討が望まれる。

表 156. 全 1614 事例における刑事・司法対応の状況

警察との連携数 当初からの連携	あり	なし	無回答						
	297	1055	262						
その他警察への通報・相談	あり	なし	検討中	無回答					
	206	956	2	450					
児童買春・児童ポルノ法の通報	あり	なし	検討中	無回答					
	24	1130	0	460					
警察・検察の事情聴取への付添	あり	なし	部分的	無回答					
	141	979	11	483					
刑事告訴	あり	なし	検討中	無回答	告訴件数				
	74	1060	7	473	74				
刑事告発 暴行・傷害	あり	なし	検討中	無回答	告発件数				
	38	1094	4	478		99			
刑事告発 児童福祉法違反	あり	なし	検討中	無回答					
	42	1081	10	481		法的対応件数			188
刑事告発 青少年保護条例違反	あり	なし	検討中	無回答					
	19	1097	9	489					
少年法による対応	あり	なし	検討中	無回答	対応件数				
	15	1117	2	480	15				
警察・検察への上申書の提出	あり	なし	無回答						
	18	1110	486						
告訴・後発時の弁護士の付添	あり	なし	無回答						
	25	925	664						
刑事告訴・告発のその後の経過									
捜査中	逮捕	起訴	不起訴	示談・取り下げ	公判中	有罪	無罪		
20	63	7	19	13	12	63	2		

終わりに

今後とも、残された課題についての検討を続けることとするが、まずは以上を持って本調査の総括的な報告とする。

多忙な業務の傍ら、本調査にご協力いただいた多くの児童相談所の職員の方々に厚くお礼申し上げます。

文献

- ・「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」(2011) / 厚生労働科学研究研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (研究代表者 柳沢正義)」平成 20.21.22 年度総合研究報告書
- ・「子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き 保育所・幼稚園の保育者のために」(2011) 「子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校職員および放課後児童クラブのために」(2011) / 厚生労働科学研究研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (研究代表者 柳沢正義)」平成 20.21.22 年度総合研究報告書
- ・「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン<児童養護施設・情緒障害児短期治療施設版>」(2011) 厚生労働科学研究研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (研究代表者 柳沢正義)」平成 20.21.22 年度総合研究報告書
- ・「児童ポルノ被害児童の発見とケアに関する調査研究 (主任研究者 山本恒雄)」 「児童ポルノ被害児童についての対応ガイドライン 試行版」(2011) 平成 22 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 こども未来財団
- ・「家庭内性暴力被害児 (児童逆チャ、児童ポルノ等) の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究 (主任研究者 山本恒雄)」(2012) 平成 23 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 こども未来財団
- ・「児童相談における初期調査と子どもからの事情聴取の専門性、およびそれらの基礎となる子どもの安全を軸とした介入的ソーシャルワークのあり方についての調査研究 (主任研究者 山本恒雄)」(2013) 平成 24 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 こども未来財団
- ・八木修司・岡本正子編著 (2012) 「性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援 児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア」明石書店
- ・Bancroft, L., & Silverman, J.G. (2002). Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics. Sage Publications. (幾島幸子訳 (2004) 「DV にさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響」金剛出版)
- ・Sorensen, T., & Snow, B. (1991). How children tell: The process of disclosure in child sexual abuse. Child welfare, 70,3-15.
- ・Hobbs, C.J., & Wynne, J.M. (1990). Major difficulties for physicians who are examining sexually abused children. Child Abuse & Neglect, 14,290-294.
- ・Heger A., Tison L., Veksque, Z. O., & Bernier, R., (2002). Children referred for possible sexual abuse: medical findings in 2384 children. Child Abuse & Neglect, 26,645-659.
- ・Barnford F., & Roberts R. (1997). Child Sexual Abuse I. In : Meadow R editors. ABC of Child Abuse. 3rd ed. BMJ publication.
- ・Fry, R., Rozewicz, L., & Crisp, A. (1996). Interviewing for sexual abuse: reliability and effect of interviewer gender. Child Abuse & Neglect, 20,725-729.
- ・Lamb, M., & Garretson, M. (2003). The effects of interviewer gender and child gender on the informativeness of alleged child sexual abuse victims in forensic interviews. Law and Human Behavior, 27, 157-171.
- ・Andrea Kohn M.F., & Sara R.J. (2010). Sex Differences in Childhood Sexual Abuse Characteristics and Victims' Emotional and Behavioral Problems: Findings From A National Sample of Youth. Child Abuse & Neglect, 429-437.